

議案第 9 号

木古内町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 17 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(木古内町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 木古内町国民健康保険税条例（昭和43年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

(木古内町介護保険条例の一部改正)

第2条 木古内町介護保険条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第16条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。